

水稲栽培の放射性セシウム濃度低減対策（H24.2.10現在）

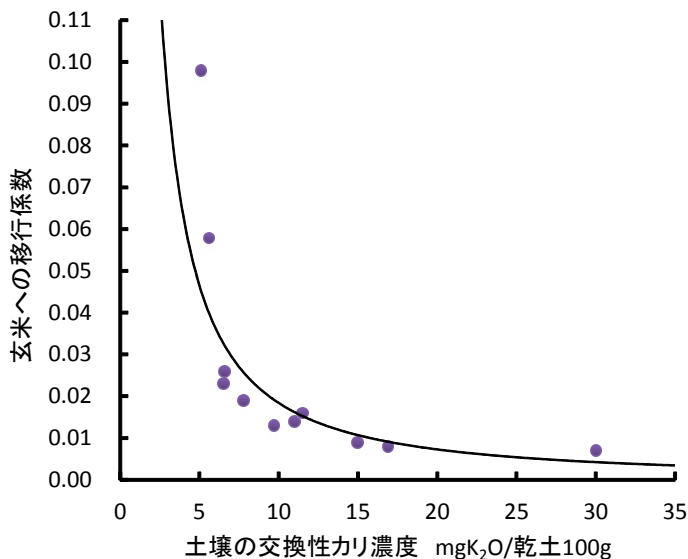
昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県の農地にも放射性物質の降下が認められました。

現在、本県では安全な農産物が生産・流通・販売されているところですが、これまでの食品暫定規制値に代わる、新たな食品基準値（4月から適用見込み）が厚生労働省から示され、消費者に対してより安全な農産物の提供が求められることとなります。

今般、「水稲栽培」に対する放射性セシウム濃度低減対策について、国からの新たな知見が示され、これを踏まえ低減対策をまとめましたので、これを参考に、消費者・実需者に一層信頼される茨城米の生産に努めましょう。

なお、この低減対策についてのご相談・お問い合わせは、地域農業改良普及センターなどの相談窓口にお願いします。

1. 田植え前に必要に応じて土壌診断を実施し、土壌中の交換性カリ濃度が土壌改善基準値^(注)以下の時には処方せんに従って、カリ資材を基準域まで施用する。
 - (1) 土壌中の交換性カリ濃度が高いと玄米への放射性セシウムの移行係数が低い。



※移行係数とは土壌中の放射性セシウムが玄米に移行する比率を示す。

この成果は平成23年度科学技術戦略推進費「重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査」によるものである。

【土壌の交換性カリ濃度と玄米への放射性セシウム移行係数との関係】

～平成23年度・茨城県農業総合センター農業研究所研究成果～

- (2) 水田土壌の交換性カリの土壌改善基準値（水田10～30mg/乾土100g）に高めた上で、基肥・穂肥ともに基準量施用する。

(注) 土壤改善基準値 (水田土壤)

土壤の種類	火山灰土	沖積土			
	多湿黒ボク土 黒ボクグライ土	黒泥土 泥炭土	粘質・ 灰色低地土 グライ土	砂壤質・ 灰色低地土 グライ土	砂質・ 灰色低地土 グライ土
交換性カリ (mg/100g)	20～25	25～30	15～20	10～15	10～15

※ 水稻の安定栽培のための地力増進法に基づく土壤の改善目標。

2. 作土層15cmを目標に耕うんする。

(1) 放射性セシウムは土壤表層に多く分布するため、深く耕うんして土壤と混和することで、吸収抑制が期待できる。

3. 倒伏防止のため適正管理する。

(1) 秋の収穫時の倒伏によって土壤と穂の接触を極力さけるために、施肥、中干し、水管理等栽培期間を通して適正管理に努める。

4. たい肥は、暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。

(1) 完熟した牛ふんたい肥(炭素率20程度のもの)を10a当たり乾田では1t湿田では500kg程度施用する。

(2) 牛ふんたい肥中にはカリ成分が多く含まれており、土づくりによる安定生産に加えて、放射性セシウムの吸収抑制も期待できる。

5. その他

(1) 育苗に使用する培土は、放射性物質に関する安全性が確認されているものを使用する。

作業	月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	①施肥 基肥・穂肥 塩化カリまたは ケイ酸カリ						←→			←→			
②耕うん(作土15cm目標)		←→				→						←→	
③倒伏軽減管理				←→	基肥	→		←→	中干し	←→	穂肥 間断灌溉	→	
④たい肥施用		←→			→								

(参考1) 本県水田土壌の交換性カリ濃度

交換性カリ濃度	地点数	構成比(%)	土壌改善基準上の区分
～10mg/乾土100g	2	4	不足 適正 過剰
10mg～20mg	14	26	
20mg～30mg	23	43	
30mg～	14	27	
計	53	100	

※土壌機能モニタリング調査(H16～19)による。(農業研究所調べ)

(参考2) 国からの新たな知見

福島県における暫定規制値を超過した放射性セシウムを含む米が生産された要因の解析(中間報告)(H23.12.25 福島県, 農林水産省が公表)

- ・米の放射性セシウム濃度と土壌のカリ濃度の間には, 一定程度の相関が見られた。(放射性セシウムは土壌中のカリ含量が少ないと玄米に吸収されやすい。交換性カリ濃度が10mg/100g以下で移行係数が高い。)
- ・山間部の水田では, 浅い耕うんと常時湛水のため, 根張りが浅いことに加え, 根が主に分布している土壌表層に高濃度の放射性セシウムが残り, 放射性セシウムが吸収されやすい状況が指摘されている。

〔相談窓口〕

県北農林事務所

経営・普及部門(常陸太田地域農業改良普及センター) TEL 0294-80-3340
常陸大宮地域農業改良普及センター TEL 0295-53-0116

県央農林事務所

経営・普及部門(水戸地域農業改良普及センター) TEL 029-227-1521
笠間地域農業改良普及センター TEL 0296-72-0701

鹿行農林事務所

経営・普及部門(鉾田地域農業改良普及センター) TEL 0291-33-6192
行方地域農業改良普及センター TEL 0299-72-0256

県南農林事務所

経営・普及部門(土浦地域農業改良普及センター) TEL 029-822-7242
稲敷地域農業改良普及センター TEL 029-892-2934
つくば地域農業改良普及センター TEL 029-836-1109

県西農林事務所

経営・普及部門(筑西地域農業改良普及センター) TEL 0296-24-9206
結城地域農業改良普及センター TEL 0296-48-0184
坂東地域農業改良普及センター TEL 0297-34-2134

農業総合センター 専門技術指導員室 TEL 0299-45-8322

農業経営課 技術普及室 TEL 029-301-3844

(備 考)

○平成24年3月14日一部修正

修正内容：ゼオライト施用に係る記述を削除

修正理由：国が試験効果を確認している段階であったため、括弧書で記載したゼオライトの施用について、独法の試験研究機関が、玄米での放射性セシウム濃度や移行係数に低下傾向が認められる事例があったものの、統計的な有意差が得られなかったことを公表したことを受け、当該記述内容を削除。